

8-(3) 基準の変遷

年	法令等の名称	概要	備考
明治33年	演劇取締規則	出入口の大きさ・構造、桝席・棧敷・大入場・立見それぞれの席の大きさや密度、その通路や階段の構造、定員の表示方法などを規定	
明治34年	寄席取締規則	上記の内容を加え、非常口の表示、客席の階数に関する規定が追加	席は桝席のみの規定
大正6年	活動写真興行取締規則	椅子席が前提となり、その配置や大きさ、縦・横列の間隔などの詳細が規定され、客席の階段に手すりを設けること、出入口の大きさ以外にその数の規定が追加	
大正10年	興行場及興行取締規則	棧敷に関する規定が無くなり、桝席・大入場・立見・椅子席に関する詳細が規定され、客席に高低差がある場合の規定が追加	興行関係規則の一本化
昭和23年	公衆集合所の火災予防条例	避難や火災発生時の予防設備に関する規定が追加され建物の構造に関するものは別の条例（後の建築安全条例）などによって規定される形へ変更	興行場含め、公衆集合所における安全対策
昭和25年	東京都建築安全条例	現行の基準	東京都都市整備局
昭和36年	火災予防条例準則	市町村条例を作成する際に準拠する国の基準	総務省消防庁
昭和37年	火災予防条例（東京都）	現行の基準	東京消防庁

1

8-(3) 基準の変遷

屋内の客席等における基準（第48条）の変遷

条文と項目		現行基準の元になった条例	内容（現代文に変換）
第1号	客席の固定	興行場及興行取締規則	椅子は床に固定すること。ただし「ボックス」に備えるものにして支障なしと認められるときはこれに限らない。
第2号	いすの間隔	興行場及興行取締規則	1人の占有幅員は1尺3寸（約39cm）以上とすること。各椅子背の間隔は2尺5寸（約76cm）以上とすること。
第3号	後方の立席	興行場及興行取締規則	1人の占有面積は2.5平方尺（約0.23㎡）以上とすること。奥行は8尺（約2.4m）以下とすること。
第4号	手すりの設置	公衆集合所の火災予防条例	立席は前2条の通路と間仕切り又は高さ1mの固定した柵で仕切り、2以上の専用の非常口を設けること。
第5号ロ	縦通路の幅員	興行場及興行取締規則	横列8席以下毎に通路を設け、その幅員はこれを使用する客席が両側にあるときは2尺5寸（約76cm）以上片側のみにあるときは2尺（約60cm）以上とすること。
第5号ハ	通路の配置・幅員	—	—
第5号ニ	ます席の避難通路	寄席取締規則	客席にはその前後左右（二階棧敷にあっては左右及び後側）に幅2尺（約60cm）以上及び縦（二階棧敷にあっては横もしくは縦）に9尺（約2.7m）以内毎に幅1尺2寸（約36cm）以上の適当な通路を設け容易に出口に通じること。
第5号ホ	大入場の避難通路	興行場及興行取締規則	9尺（約2.7m）以下毎に幅員1尺2寸（約36cm）以上の通路を設け、かつ床面より4寸（約12cm）以上の高さとする。
第5号ヘ	避難通路の避難口への直通	—	—

2

基準の変遷

※法令等の原文から読み取れなかった箇所については、下線（ ）又は記号（●）で表記している。

公衆集会所の火災予防都条例制定理由

公衆集会所中興行場、キャバレー、ダンスホール及び宿屋の取り締まりに関する従前の警視●令又は都令は昭和23年法律第73号「日本国憲法施行の際限に効力を有する命令の規程の効力等に関する法律」により、昨年末を以て一部効力を失い一方連合軍総司令部より公衆集合に対する取締につき強く要望されてきたので、従前の法令と火災その他災害予防に関する趣旨及び連合軍総司令部の要●項を新たに都条例を以て規定することが必要となった。

公衆集会所の火災予防条例

第一章 総則

条文名	項 号	本文
第1条		この条例は公衆集会所における火災等の災害から公衆の生命身体及び財産を保護することを目的とする。
第2条		この条例中公衆集会所とは左の各号の用途を供する建物の全部又は一部をいう。
	1	興行場
	2	キャバレー、ダンスホール
	3	客室10室以上を有するホテル、旅館の類
	4	床面積500㎡以上、又は2階以上若しくは地階に会場又は売り場を有する展覧会場、百貨店の類
	5	収容人員以上の寺院、教会、公会堂、その他集会所
	6	100人以上収容できる空きを有し、又は3階以上若しくは地階に客席を設ける料理飲食店
	7	学校
第3条		公衆集会所を設置しようとする者は左の各号の事項を具し正副二通を知事に届出なければならない
	1	設置者の職業、住所、氏名、生年月日（法人ではその名称、事務所の所在地、代表者の氏名）
	2	公衆集会所の名称、所在地
	3	公衆集会所の用途、種類
	4	収容人数又は定員
	5	敷地及び集物の面積
	6	配置図、主面図、映写室のある場合はその構造設備図
	7	消防避難施設の概要ならびに配置図

- 8 電気設備図及び配線図
- 9 暖房、冷房及び換気設備の構造の概要
- 10 施工及び竣工期日
- 前項の外知等は必要と認める書類又は図面を提出させることができる
- 第1項第1号ないし第10号の事項を変更しようとするときは、第1項に準じ知事に届出なければならない。
- 第1項の規定により届出をした公衆集会場を廃止したときは5日以内に知事に届出なければならない。
- 第4条 第3条第1項及び第3項による届出をした公衆集会場は知事の検査を受けなければ、これを使用することができない。
- 第5条 前項の検査を受けた公衆集会所を経営しようとする者は、左の事項を具して、所轄消防長（消防長を置かない市町村では市長村長以下同じ）に届出なければならない。
- 1 経営者の職業、住所、氏名、生年月日（法人ではその名称、事務所の所在地、代表者の氏名）
 - 2 公衆集会所の名称～～～用途
 - 3 使用の目的、期間及び公演時間
 - 4 収容人員又は定員
 - 5 従業員の数
 - 6 映写技術者(映画技術者の免許を有するもの以下同じ)の代名
 - 7 消火器具及び避難器具の配置
 - 8 興行のため又は公衆の観覧若しくは聴聞に供するための特に映画フィルム（活燃性フィルムを用いるものを除く）火、電気、瓦●その他危険物を使用するときはその方法設備
- 前項第1号、第3号、第4号、第6号及び第8号の事項を変更しようとするときは前項に準じて所轄消防庁に届け出なければならない。
- キャバレー、ダンスホール、ダンスホール、展覧会場、公会堂その他集会所で興行のため又は公衆の観覧若しくは聴聞に供するため、これを使用しようとする者はその都度前2項に準じて所轄消防長に届出なければならない。
- 第6条 公衆集会所以外の建物又は仮設建築物その他の工作物における興行のため又は公衆の観覧若しくは聴聞に供するためこれを使用しようとする者は、第3条第1項及び第3項、第5条第1項および第2項に準じて所轄消防長に届出なければならない
- 第7条 第5条第1項第8号の設備及び第6条の一時の用に供する公衆集会所は所轄消防長の検査を受けなければこれを使用することができない
- 第8条 第2条及び第6条の公衆集会所の経営者は管理者及び防火責任者を定めておかなければならない。但し管理者を防火責任者をかめることができる

公衆集会所の経営者は前項の管理者及び防火責任者を定めたとき又は変更したときは、その住所、氏名、職業、生年月日及び経歴の大要を所轄消防長に届出なければならない

第9条 常時フィルム映画を上映する公衆集会所の経営者は所属の映写技術者を定めなければならない

第10条 この条例に規定する知事又は消防長への届出は総じて所轄消防署長（消防署をおかない区域にあつては市町村長以下同じ）を経て行うものとする

第11条 公衆集会所の位置構造設備及び敷地については市街地建築物第14条による特殊建築物規制中、学校、百貨店、規定ならびに昭和23年1月総理庁令第2号により法律と同一の効力を有する昭和19年4月警視庁令第9号興行等取締規制施行細則、授所規制及び昭和22年5月東京都令第38号宿屋営業取締規則に定めるものの外はこの条例の定めるところによる。

第二章火災予防設備

条文名 項号 本文

第12条 収容人数500人以上で舞台装置を使用する公衆集会所の舞台部と客席部との境界は防火上有数な額碧で区制し開口部には防火戸又は防火幕を設けなければならない

収容人数1000人以上の場合は額壁を耐火構造としなければならない

収容人数1500人以上の場合は前項額壁の開口部には手動又はフューズ利用の自閉防火戸を設けなければならない

第13条 舞台装置を使用する公衆集会所の舞台の上部には舞台床面積の10分の1以上の面積の手動又はフューズ利用の児童開放装置を有する排煙口を設けなければならない

興行場の客席部の上部にはその前床面積の30分の1以上の面積の前項と同じ排煙口を設けなければならない

第14条 公衆集会所の映写室は左の各号によらなければならない

- 1 映写室は耐火構造とすること
- 2 出入口の戸は外開き自閉防火戸とすること
- 3 映写窓その他の開口部は火災の際同時に自動閉鎖のできるフューズ利用の防火戸を設け且つ映写機又は出入口の付近より手動式にこれを様作することができるようにすること
- 4 不燃材料で作った映写機用排気筒、室内換気筒及び吸気孔を設けこれを外気に導くこと
- 5 不燃材料で作り又は被覆したフィルム格納庫を設けること
- 6 映写室に設置する電気機器は温度過昇に対し適当な設備を施し危険な際は即時各局を同時に遮断し且つ遮断の際は外部に火花を発しない構造の開閉器を設備すること

	7	映写室の付近に便所を有する映写技術者の室を設けること
第15条		公衆集合所の喫煙室、売店、調理室、電気室、ボイラー室、機械室、耐火性品使用箇所及びその置場 ^瓦 ●器具取付箇所放熱器暖炉の類の設置箇所等はその位置構造設備について火災予防消防避難上必要な考慮を●●なければならない
第16条		公衆集合所に施設する電気設備は電気工作物規定及びその他の関係法令に定めるものの外構造設備について温度過昇短絡、漏電、その他の事故により火災発生のおそれのないように適当に施設しなければならない
第17条		公衆集合所において可燃性装飾用材料を使用する場合は有効な不燃●で処理しなければならない。
第18条		公衆集合所の換気用の通気管は不燃材料で作成し且つ防火区画の位置において閉鎖扉を設けなければならない
第19条		建物の一部を公衆集合所に使用する場合は他の用途との境界をなす部分は防火上有効な区割をしなければならない

第三章避難設備

条文名 項 号 本文

第20条		興行場の椅子席は左の各号によらなければならない
	1	椅子の幅員は1人当たり40cm以上、前後の感覚は80cm以上とすること
	2	椅子は床に固着すること但しボックス、ロッジ等に備えるもので支障ないと認めるものはこの限りでない
	3	横列8席以内毎に（片側のみ時は4席以内毎に）縦通路を設けてその幅員は使用する観覧席が西側にあるときは80cm以上（主階の観覧席の店員が1500人以上のものはその主階に限り95cm以上）片側のみにあるときは75cm以上とすること
	4	縦列25席以内毎に横通路を設けその幅員は1m以上とすること
	5	縦通路及び横通路は観覧席の出入口に直通すること
第21条		興行場の座席は左の各号によらなければならない
	1	1人の専用面積は0.3㎡以上とすること
	2	1柵の定員は6人以下とし、横列2柵以内毎に幅員は40cm以上の通路を設け専用の出入口は直通せしめること。
	3	大入場は3m以内毎に幅員35cm以上の専用の出入口に直通する縦通路を設け且つ床面から10cmの高さに設けること。
第22条		興行場の立席は左の各号によらなければならない
	1	1人の専有面積は0.2㎡以上とすること
	2	立見席の興行は2.4m以下、待見席の興行は1.5m以下とすること

- 3 立席は前2条の通路と間仕切り又は高さ1mの固定した柵で仕切り、2以上の専用の非常口を設けること
- 第23条 前3条の規定は公会堂その他の集会所にこれを準用する
- 第24条 キャバレー、ダンスホール又は第2条第6号の料理飲食店においては室内の各部分から椅子席7個以上を通過しないで出入口に達することができるようにし、この通路の幅員は75cm以上としなければならない
前項の椅子席は床に固着しなくてもよい
- 第25条 公衆集合所のバルコニー、栈敷等の前面には縦通路に直面す『～～～』又はスロープのときは床上高さ90cm以上の柵を、観覧席の直前の部分は床上高さ60cm以上の柵を設けなければならない。通路前面の座席の背面がその通路床上から高さ60cmメートル以下の場合は高さ66cm以上の柵を設けなければならない
- 第26条 公衆集合所においては各階又はバルコニー毎に相離れた位置に2カ所以上の非常口を設けて避難上有数な廊下、段階通路等により屋外に直通せしめなければならない
前項の場所が600人以上を収容する場合は3カ所以上、1000人以上の場合は4カ所以上としなければならない
前2項の非常口の合計幅員は床面積50㎡につき50cm以上として算出すること
- 第27条 公衆の使用するすべての出入口は見え易いようにし出入口の上又は前にカーテン等を掛け若しくは鏡を扉に取りつけてはならない
- 第28条 公衆の使用するすべての出入口の戸は外開きとしなければならない。但し公衆集合所の用途、規模、状況等により支障がないと認めたときは引戸又は堅牢な自由蝶番度とすることができる
前項の外開戸は開放した場合出入口の有効幅員をせばめ又は廊下、階数、通路、空地等の通行避難の妨害となつてはならない。
- 第29条 非常口か戸締は公衆が容易に開放できるものとし、戸締り器具の位置は床上60cm以上1.1m以下としなければならない。
- 第30条 非常口の上部には「非常口」としした赤色燈を設け且つ場内外適當の位置に避難の方向を明示しなければならない。
- 第31条 夜間使用する公衆集合所は廊下、通路、出入口及び非常口その他通行避難の用に供する場所には充分な照度を有する電燈及び非常用の補助燈火を設けなければならない。
- 第32条 公衆集合所の観覧席には演技又は映写中であっても0.2ルクス以上の照度のある燈火の設備をしなければならない。
- 第33条 百貨店の類の売場の通路は左の各号によらなければならない。
- 1 売場内に有効幅員1.6m以上の主要通路1以上を設けて非常口又は避難階段に直通せしめること。但し他の階からの避難者が共用する部分は必要に応じて幅員を広くすること。

- 2 前号の主要通路以外の通路の有効幅員は1.2m以上とし状況に応じて幅員を広くすること。

第34条 2階以上に設ける公衆集合所はその用途、構造、状況等により窓等の開口部は避難救護に支障ない構造とし、その要所に左の避難器具を設備しなければならない。

第4章 消防設備

条文名 項号 本文

第35条 公衆集合所には左の消火器具を備えなければならない。

- 1 興行場には床面積250㎡を標準単位として別表数量の消火器を劇場の舞台の両側及び舞台下、映写室の内部及び出入口の外部、事務室、機械室、ボイラー室及び電気室並びに火気の使用箇所には別表の主要目的に適する消火器各1消火単位数以上を備えること。
- 2 キャバレー、ダンスホールは前号に準ずること。
- 3 ホテル、旅館の類には建物の主要構造部が耐火構造であるときは各階10室其の他のときは5室を標準単位として別表数量の消火器を調理室その他火気の使用箇所には別表の主要目的物に適する消火器各1消火単位数以上を備えること。
- 4 百貨店の類には床面積250㎡以上を標準単位として別表数量の消火器を火気の使用箇所及び引火性物品売場等には別表の主要目的物に適する消火器各1消火単位数以上を備えること。
- 5 寺院、教会、公会堂その他の集会所は第1号に準ずること。
- 6 料理、飲食店の客席部には床面積300㎡を標準単位として別表数量の消火器を調理室その他火気の使用箇所には別表の主要目的物に適する消火器各1消火単位数以上を備えること。
- 7 学校には床面積600㎡を標準単位として別表数量の消火器を炊事場、小使室その他火気の使用箇所及び化学実験室には別表の主要目的物に適する消火器各1消火単位数以上を備えること。

第36条 消火器の設置箇所は見え易く、取りはずしに便なる位置で床上1.2m以下でなければならない。

消火器その他の消火用用具は赤色塗りとして「消火用」と白書きし消火器には使用法を明記しなければならない。

第37条 知事は公衆集合所の用途、構造、規模又は状況等により必要があると認めるときは、左の各号の消火施設を設けさせることができる。

- 1 20分間の放水量のある水源を有し筒先圧力毎平方インチ25ポンド以上毎分35ガロン以上を放水し得る消火栓。
(イ)収容人員500名以上、1000名未満の場合1以上500名を増す毎に1を加える。

(ロ)床面積600㎡以上1200㎡未満の場合1以上、600㎡を増す毎に1を加える。

(ハ)階数3以上の建物の各階に1以上床面積1000㎡ごとに●●●1個以上を有するスプリンクラーを設けた場合は消火栓を省略することができる。又特に必要と認める場合はその一部に消防隊専用の放口●がサイアーミーズ、コンネクションを設けさせることができる。前項の消火栓設置箇所の前面には消防活動に必要な余裕を設けなければならない。

2 収容者定員2000名以上の劇場の舞台にはヘッドの間隔各1m以上のドレンジャー又は床面積6000㎡毎にヘッド1個以上を有する、スプリンクラー若しくは前号の消火栓1以上、但しドレンジャー、スプリンクラーは放射圧力毎平方インチ5ポンド以上放水量毎分12ガロン以上を有すること。

第38条 収容人員500人以上又は地階若しくは2階以上にある公衆集合所には火災通報設備を設けなければならない。舞台を有する公衆集合所は火災通報設備を舞台上の壁に設置し照明設備を有する適当な標示を施さなければならない。前2項の火災通設備とは消防機関へ火災を通報できる電話又は火災報知機をいう。

第39条 消防設備は構造堅牢且つ消火及び放射の機能確実に永年の使用に耐えることができるものでなければならない。

第5章 管理

条文名 項 号 本文

第40条 第2条及び第6条の公衆集合所の経営者及び管理者は左の事項を守らなければならない。

1 興行場その他定員制のある公衆集合所においては定員外に入場させ又は通路に一時的に使用する椅子等を置き若しくは人をうずくまらせてはならない。

2 入場券を発売する公衆集合所においては各等各席定員に達したときは各等各席に満員札を入場券売場の窓口その他適当な場所に掲げ直ちに入場券の発売を中止すること。

3 喫煙室以外では喫煙させないこと。

4 凡ての禁煙場所には見え易い位置に禁煙と記して掲げること。

5 開場中は舞台部及び観覧席では採煖のために裸火を使用しないこと。但し舞台上で上演のために必要であって支障がないと認めたときはこの限りでない。

6 席下、階段、通路の床面はつまづきすべり等歩行に障害のないよう常に補修につとめること。

7 電気工作物の施設若しくは改修をするときは熟練せる電気工事人になさしめること。

- 第41条 第2条及び第6条の公衆集会所の経営者や管理者及び防火責任者は左の事項を守らなければならない。
- 1 防火戸、防火シャッターの位置に舞台装置、売場のケース、机椅子、商品等の物件を置きその開鎖を妨害しないこと。
 - 2 公開時間後は防火戸又は防火シャッターを閉鎖する等の防火管理を完全にすること。
 - 3 出入口、非常口、廊下、階段、通路及び周囲の空地その他通行避難の用に供する場所に通行避難の妨害となる物件を置かないこと。又非常口は開場中施錠しないこと。
 - 4 通行避難のために設けた危険防止の設備は有効に保持すること。
 - 5 避難器具は有事の際直ちに使用できるよう有効に保持すること。
 - 6 消火器具及び消火施設は常に使用に支障のないように保持すること。
- 第42条 映画フィルムを取り扱う公衆集会所の経営者管理者及び映写技術者は左の事項を守らなければならない。
- 1 映写室には映写技術者以外の者を出入りさせないこと。
 - 2 上映に必要な場合の外火気その他燃焼又は発火し易いものを持ち込まないこと。
 - 3 映画フィルムは使用後これを不燃質物の容器に容れて格納庫に収めること。
 - 4 映写機にかけた映画フィルムはその上下共に金属製のドラムに収めること。
 - 5 映写室外での映写に際しては映画フィルムの近傍に警戒員を●すること。
- 第43条 映写技術者ではない者は興行、その他公衆の観覧に供する目的を以ってフィルム映画を上映するために映写機を操作してはならない。
- 第44条 公衆集会所の管理者は災害が発生した場合の応急措置に関し、予の計画を樹て災害発生の虞あるときは直ちに相当の措置をとらなければならない。
- 第45条 公衆集会所の防火責任者及び映写技術者その他従業員は常に火災の予防に注意し災害発生の虞あるときは直ちに相当の措置をとらなければならない。
- 第46条 公衆集会所の管理者は火災その他の災害が発生した時は遅滞なくその状況を所轄消防長に届出なければならない。
- 第47条 公衆集会所の管理者は第44条の定める計画を予め所轄消防庁に届出て適時その訓練を行わなければならない。

第6章 雑則

条文名 項 号 本文

- 第48条 知事は第3条第1項又は第3項の届出が火災予防上不適當と認める場合はその設置又は変更をせしめないことができる。

第49条	消防長は第5条第1項第2項第3項又は第6条の届出が火災予防上不適當と認める場合は火を使用せしめないことができる。
第50条	消防長及び消防署長は公衆集会所の火災の予防、消防、避難等の施設を検査する責任がある。
第51条	消防長及び消防署長はこの条例で定める火災の予防に関する規定を施行するために必要な措置を警察庁又は警察署長に要請することができる。
第52条	消防職員(消防職員のない市町村においては市町村吏員)は公衆集会所の火災の予防、避難等の諸施設の有効保持及びその管理の状況を査察するため、その場所の公開時間内に限り(但し管理者の同意を得た場合はこの限りではない)これに立ち入ることができる。この場合消防職員は都市市町村長の定める証票を携帯しなければならない。
第53条	消防長及び消防署長は査察の結果、火災の予防、消防避難等の施設の有効保持又は管理の状況がこの条例に違反し不適當と認めるときは必要な措置を命ずることができる。
第54条	知事は公衆集会所の設置者、経営者又は管理者が前条の消防長又は消防署長の命令に従わず且つ有効保持又は管理の状況が保安上放任し難いと認めるときは公衆集会所の中止又は開場、上演の中止、その他必要な措置を命ずる。
第55条	知事はこの条令で定めたその権限を消防長に委任することができる。

第7章 罰則

条文名	項 号	本文
第56条		左の各号の一に該当する者は6ヶ月以下の懲役または1000円以下の罰金に処する。
	1	第3条第1項、第3条第4項又は第6条の規定に違反した者。
	2	第8条第1項の規定に違反して管理者及び防火責任者を定めずに事業を行う者。
	3	第9条の規定に違反して映写技術者を定めずに事業を行う者。
	4	第48条又は第54条の命令に従わない者。
第57条		左の各号の一に該当する者は3ヶ月以下の懲役又は3000円以下の罰金に処する。
	1	第3条第4項、第5条第1項第2項第3項、第7条、第43条、第44条、第45条又は第47条の規定に違反した者。
	2	第8条第2項又は第46条の届出を怠った者。
	3	第49条又は第53条の命令に従わない者。
第58条		左に該当する者は1000円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。第40条各号、第41条各号又は第42条各号の規定に違反した者。

第59条 公衆集合所の設置者経営者又は管理者はその代理人家族、同居人、雇人、その他の従業員がその業務に関しこの条例に違反したときは自己の指揮に出ない故を以ってその処罰を免れることはできない。

第60条 この条例により公衆集合所の設置者、経営者に適用する罰則はその者が法人であるときは理事、取締役その他法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者であるときはその法定代理人にこれを適用する。但し営業に関し成年者と同一の能力を有する未成年者についてはこの限りではない。

附則

条文名 項 号 本文

第1条 この条例は昭和23年 月 日からこれを施行する。

第2条 この条例により届出をしなければならない事項又は検査を受けなければならない事項でこの条例施行前、警視庁令又は関係法令により許認可を受け届出をなし又は検査を受け、その後事情、変更してないものは、この条例により当該届出をなし又は検査を受けたものとみなす。

第3条 第8条第1項の規定する管理者又は防火責任者の届出はこの条例施行の日から1ヶ月以内にしなければならない。

別表 1

	携帯式消火器 その他の種別	容量又は重量	標準単位面積に 対する設置数	主要目的物			
			一消火器単位数	油類	セルロ イト類	電気	一般可 燃物
イ	満水バケツ	3 1/2ガロン	10		適		適
	桶 {バケツ3 ~6箇付	25ガロン	2		適		適
		50ガロン	1		適		適
ロ	水(炭酸ガス 筒入)	2 1/2ガロン	2		適		適
		水槽ポンプ	2 1/2ガロン	2		適	適
		5ガロン	1		適		適
ハ	硫酸曹達	1 1/4 又は 1 1/2ガロン	2		適		適
		2 1/2ガロン	1	適	適		適
ニ	噴霧式	1 3/4ガロン	2	適	適		適
	圧搾水	2 1/2ガロン	2	適	適		適
ホ	泡沫	1 1/4 又は 1 1/2ガロン	2	適	適		適
		2 1/2ガロン	1	適	適		適
ヘ	ポンプ式又は 圧搾式●●● ●●	3/8ガロン	3	適	適	適	適
		3/4ガロン	2	適	適	適	適
		1ガロン	1	適	適	適	適
ト	炭酸ガス	3ポンド	3	適		適	適
		4ポンド	2	適		適	適
		7 1/2 又は 10 ポンド	1	適		適	適
チ	砂バケツ(● ●●)	35ガロン	3	適			
	重曹 オガ屑	80ガロン	1	適			
リ	●●消火栓●	40ポンド	1	適		適	

別表 2

公衆集合所の種類		学校 料理飲食店		興行場、キャバレー、ダンス ホール、公会堂その他の集会 場、百貨店の類、ホテル旅館 の類	
4階以上の各階 及屋上	その階床 面積600 ㎡以下毎 に必要と する避難 器具の数	救助袋 1		救助袋 1	
3階		同右 1		救助袋又は避難梯子若くは縄	
2階		木造	鉄筋コンク リート造	木造	鉄筋コンク リート造
		同右 合計2	同右 1	同右 合計3	避難梯子又は 縄梯子若くは 縄又は●棒 合計2

興行に関する法規其他

興行場及興行取締規則 大正10年7月警視庁令第15号

第1章 総則

第2章 興行場

第1節 総則

第2節 構造設備

第3章 興行

第1節 興行人

第2節 脚本及「フィルム」

第3節 技芸者及説明者

第4節 観客

第4章 罰則、附則

第1章 総則

条文名 項 号

本文

第1条

本令により警視庁に提出する申請書又は届出書は所轄警察署を経由すべし
但し第68条、第69条又は第71条の申請書は此の限りに在らず。

第2条

本令による申請書又は届書は申請人又は届人にして未成年者又は禁治産者
なるときは法定代理人準禁治産者となるときは保佐人、妻となるときは夫
の連署を要す。

第3条

公安、風俗又は衛生上必要と認めるときは興行場又は興行に関し取締上必
要なる事項を命ずることあるべし。

第2章 興行場

第1節 総則

条文名 項 号

本文

第4条

本令に於て興行場と称するは料金を受くると否とを問わず演劇、活動写
真、演芸又は観物を公衆の観覧又は聴聞に供する常設の場所を言う。

第5条

興行場を分かちて劇場、活動写真館、演芸場及観物場の4種とす。

第6条

本令における用語は左の例による。

1

客席部とは主要建物の内観客の使用に供する部分を言う。

2

舞台部とは主要建物の内技芸者又は説明者の使用に供する部分を言う。

	3	出入口、非常口、廊下、通路又は室の幅員とはその有効内法を言う。
	4	階段の幅員とはその両側手摺間の有効内法を言う。
第7条		左の各号の1に該当するときは警視庁の認可を受くべし。
	1	興行場の新築、改築、増築、意店、大改修繕又は大変更を為さむとするとき。
	2	前号の外興行場の建築工事を為さむとするとき。
	3	建築物の用途を変更して興行場に充てむとするとき。
	4	興行場の種類を変更せむとするとき。
第8条		左の各号の1に該当するときは前条の認可を為さず。
	1	場所不適當と認めたるとき。
	2	申請者不適當と認めたるとき。
	3	公安に害ありと認めたるとき。
第9条		第7条第1号、第3号又は第4号の認可を受けむとする者は左の各号の事項を具し申請すべし。ただし新築以外の場合においては申請に関係なき事項はこれを省略することを得。
	1	興行場の名称。
	2	興行場の種類。
	3	観客定員。
	4	客用便所数（大少及び男女の別）。
	5	灯火の種類。
	6	換気設備。
	7	敷地にして他人の所有に係るときは所有者の承諾書。
	8	客席配置図（各部分の定員、通路の幅員を記入すべし）。
	9	灯火の配置図及び電線配置図
	2	市街地建築物法（以下に単に法と称す）施行細則第8条ないし第10条の規定は前項の場合にこれを準用す。
第10条		前条第1項第3号ないし第6号、第8号又は第9号の事項を変更せむとするときは関係図書を具し警視庁の認可を受くべし。
	2	前条第1項第1号又は第7号の事項に変更ありたるときは5日以内に警視庁に届出づべし。
	3	法施行細則第13条第1項第2項及び第4項の規定は第9条の規定により申請したる興行場にこれを準用す。ただし竣工期日を変更せむとするときは警視庁の認可を受くべし。
第11条	1	第7条第1号の認可を為したるときは建築認可証を交付す。
	2	法施行細則第14条及び第15条第1号第2号の規定は第7条第1号の建築工事にこれを準用す。
第12条	1	建築工事に着手したるときはただちに警視庁に届出づべし。
	2	建築工事竣工したるときはただちに警視庁に届出て使用認可証を受くるにあらざればこれを使用することを得ず。

第13条	1	当該官吏において興行場又は興行場の建築工事を検査せむとするときはこれを拒むことを得ず。
	2	前項の場合にはあらかじめ必要なる準備を命ずることあるべし。
第14条		左の各号の1に該当するときは第7条の認可を取消すことあるべし。
	1	第7条の認可を受けたる日より90日以内に建築工事に着手せざるとき。
	2	竣工期日を経過しなお竣工せざるとき
	3	本令又は本令に基づきて発する命令に違反したるとき。
第15条		第3条の規定に基づきて発する号令に違反し又は休場100日以上にわたるときは興行場の使用を停止し又は禁止することあるべし。
第16条		興行場を承継（竣成前の承継を含む）せむとするときは承継人、建築主又は興行場の所有者連署の上、警視庁の認可を受くべし。ただし建築主又は興行場の所有者連署し能わざるときはその旨附記すべし。
第17条		興行場を廃止したるときは5日以内に警視庁に届出づべし。

第2節 構造設備

条文名	項 号	本文
第18条	1	敷地はその境界線全長の5分の1以上を道路に接せしむべし。
	2	前項の道路の幅員は左のごとし。
	1	観客定員500人未満の興行場なるときは2間以上。
	2	観客定員500人以上1000人未満の興行場なるときは4間以上。
	3	観客定員1000人以上の興行場なるときは6間以上。
第19条		建物の表側は前条の道路に面せしむべし。
第20条	1	観客定員500人以上の興行場はその建物の表側及び主階客席の両側に空地を存せしむべし。ただしその表側に存せしむべき空地については交通上支障なしと認むるときはこの限りにあらず。
	2	前項の空き地の幅員は観客定員500人の興行場なるときは7尺以上と為し観客定員500人を超ゆる興行場なるときは定員100人を増すごとに5寸を加うべし。
	3	主階客席の両側における第1項の空地にして第18条の道路の外幅員6尺以上の道路に接するときはこれを空地とみなし、第2項の幅員に参入することを得。
	4	第1項の空地にして左の各号に該当するときは隣接する興行場においてこれを共用することを得。
	1	隣接する興行場の観客定員を合計し、その10分の7を観客定員とみなし第2項により算出したる幅員以上なること。
	2	隣接する興行場の内観客定員大なるものに対する第2項の幅員以上なること。

- 5 主階客席の両側における第1項の空地は第2項の幅員以上を有する空地又は
隧道により第18条の道路又は2間以上の幅員を有する道路に通せしむべ
し。
- 6 前項の隧道は左の規定によるべし。
- 1 耐火構造と為すこと。
- 2 高10尺以上と為すこと。
- 3 壁側に開口を設けざること。ただし鉄骨網へガラス造りの窓はこの限りに
あらず。
- 第21条 前条第1項の空地は耐火構造又は鉄鋼コンクリート造りの墻壁を以って隣
接建築物と区別するべし。ただし隣接建築物の外壁耐火構造にして支障な
しと認むるときはこの限りにあらず。
- 第22条 主要建物の構造は左の規定によるべし。
- 1 観客定員700人以上の興行場にありては外壁及び階段の周壁を耐火構造と
為すこと。ただし観客定員1000人未満のものなるときは準耐火構造
（「セメント・モルタル」塗には金属下地を使用すること）と為すこと。
- 2 観客定員1500人以上の興行場にありてはその内部、壁、柱、床、屋根、
階段等主要構造部を耐火構造又は鉄造と為すこと。ただし舞台の床はこの
限りにあらず。
- 第23条 地階を設くるときは適当なる防湿方法を施し、かつ換気設備を為すべし。
ただしその用途により支障なしと認むるときはこの限りにあらず。
- 第24条 1 興行場はその主階を3階以上に設くことを得ず。ただし観客定員500人
未満のものは3階にこれを設くことを得。
興行場はその主階を2階以上に設くときは建物の壁体、屋根、床、屋根
2 階段主要構造部を耐火構造又は鉄造と為すべし。ただし観客定員500人未
満のものにして2階に設くときはこの限りにあらず。
3 劇場又は活動写真館の主階は地盤面上6尺以下と為すべし。
- 第25条 客席の天井高は10尺以上と為すべし。ただし栈敷の部分はこれを7尺以上
と為すことを得。
- 第26条 客席部の出入口、非常口、階段及び廊下の構造は左の規定によるべし。
- 1 出入口及び非常口は第18条の道路又は第20条の空地に面せしむべし。
- 2 幅員4尺以上とすること。
- 3 出入口及び非常口の合計幅員はこれを使用する観客25人につき1尺以上と
為すこと。これに通ずる階段の幅員もまた同じ。
- 4 出入口の合計幅員は前号の合計幅員の2分の1以上と為すこと。これに通ず
る階段の幅員もまた同じ。
- 5 主階の客席にはこれに属する2以上の出入口を設くこと。

- 6 棧敷の客席にはこれに属する2以上の出入口及び階段を設け、かつ3階以上の
の棧敷においてはこれを専用のものと為すこと。
- 第27条 1 客用出入口に戸を設くるときは左の規定によるべし。
- 1 外開を為すこと。たさし保安上支障なしとむるときは引戸又は自由蝶番戸
と為すことを得。
- 2 前号の開戸には堅牢なる蝶番を用うること。
- 3 通路、廊下、階段又は第20号の空地の妨害とならざる構造と為すこと。。
- 2 非常口の上部には大きき5寸角の文字を以って「非常口」と掲示し、かつ
赤色灯を設くべし。
- 第28条 客用階段の構造は左の規定によるべし。
- 1 踏面8寸以上、蹴上6寸5分以下と為し、かつ各段均一と為すこと。
- 2 廻段と為さざること。
- 3 段数3以下と為さざること。
- 4 10尺以内ごとに踊場を設くこと。
- 5 踊場の壁又は隅は半径2尺以上の孤状と為すこと。ただし入隅の角度20度
を超ゆるものその他支障なしと認むるものはこの限りにあらず。
- 6 両側に滑にして堅牢なる手すりを設くこと。ただし幅員8尺以上のもの
なるときは、その両側及び中央にこれを設くべし。
- 第29条 客用廊下又は道路に高低ある場合においては左の規定によるべし。
- 1 12分の1以上の勾配と為さざること。ただし客席を通路にして長さ10尺以
下のものなるときはその勾配を8分の1以下と為すことを得。
- 2 段を設けざること。ただし棧敷の段床を縦断する通路その他支障なしと認
むるものは踏面8尺以上、蹴上8尺以下の段を設くことを得。
- 第30条 1 客席の構造は左の規定によるべし。
- 1 椅子席
- イ 1人の占用幅員は1尺3寸以上と為すべし。
- ロ 各椅子背の感覚は2尺5寸以上と為すこと。
- ハ 椅子は床に固着せしむること。ただし「ボックス」に備ふるものにして支
障なしと認むるときはこの限りにあらず。
- 二 横列8席以下ごとに通路を設けその幅員はこれを使用する客席両側にある
時は2尺5寸以上、片側のみにあるときは2尺以上と為すこと。
- 2 柵席
- イ 1人占用面積3, 2平方尺以上と為すこと。
- ロ 1柵の定員は6人以下と為すこと。
- ハ 横列2柵以下ごとに幅員1尺2寸以上の通路を設くこと。
- 二 床には「リノリウム」、建築紙、渋紙その他適当なる材料を敷込むこと。
- 3 大入場

- イ 1人の占用面積3, 2平方尺以上と為すこと。
 - ロ 9尺以下ごとに幅員1尺2寸以上の通路を設け、かつ床面より4寸以上高らしむること。ただし支障なしと認むるときはこの限りにあらず。
 - ハ 床には「リノリウム」、建築紙、渋紙その他適当なる材料を敷込むこと。
- 4 立見席
- イ 1人の占用面積は2, 5平方尺以上と為すこと。
 - ロ 奥行は8尺以下と為すこと。
 - ハ 幅員3尺以下の廊下を後方に備え、客席、廊下間に間壁を設くること。
 - ニ 観客定員の合計は興行場の観客定員の6分の1と為すこと。
- 2 活動写真館には立見席を設くべからず。
- 3 客席の各階又は各樹ごとに番号を付すべし。ただし大入場または立見席にありてはこの限りにあらず。
- 第32条 観客定員1000人以上の劇場は舞台部と客席部とを厚さ4寸以上の鉄筋「コンクリート」造その他適当なる構造の額壁を以って区画しこれを屋根裏に達せしむべし。
- 1 観客定員1500人以上の劇場なるときは前項の外額壁の壁面口に防火幕を、その他の開戸に防火戸を備え、かつ舞台の上部には自動開放装置を有する換気口その他適当なる換気設備を為すべし、
- 2 劇場の舞台部においては舞台と他の客席を壁体を以って区画すべし。
- 第33条 1 前項の舞台の上部には技芸者控室物置場とを設くべからず。
- 2 舞台部各室は幅員3尺以上の通路、廊下、適当数の出入口及び階段により
- 第34条 1 道路その他の安全のちに通ぜしむべし。
- 2 前項の階段の傾斜は45度以下と為すことを要す。
- 第35条 活動写真映写室（以下単に映写室を称す）の構造は左の規定によるべし。
- 1 壁体、床、天井を耐火構造と為すこと。
- 2 開口5尺以上、奥行9尺以上、天井高6尺以上と為すこと。ただし映写機2台以上を使用するものなるときは1台だいを加ふるごとに間口3尺を増加すべし。
- 3 出入口は幅員2尺以上高5尺7寸以上と為すこと。
- 4 出入口には外開き自閉防火戸を、その他の開口には防火戸を備ふること。
- 5 不燃材料を以って構成したる換気筒を設けこれを外気に導くこと。
- 第36条 1 興行場には適当の位置に喫煙室を設くべし。
- 2 前項の喫煙室の合計面積は観客定員50人につき1坪以上と為すべし。
- 第37条 興行場には適当の位置に食堂を設くべし。ただし興行の種類により必要なしと認むるときはこの限りにあらず。
- 第38条 興行管理人の事務室は主用出入口の付近に設くべし。

- 第39条 食堂、化粧室、売店等は客席、非常口階段、廊下又は第20条の空地にこれを設けることを得ず。
- 第40条 客用便所は左の規定によるべし。
- 1 男女を区別すること
 - 2 観客定員25人につき1箇所以上を設けること。ただし500人を超える定員に対しては50人につき1箇所、1500人を超える定員に対しては100人につき1箇所と為すことを得。
 - 3 外気に面する開口を有する次室を備えること。ただし水洗便所にして衛生上支障なしと認むるときはこの限りにあらず。
 - 4 小便所は1人の占有幅員を1尺8寸以上と為し各箇にこれを区別し陶磁器類の漏斗を設けること。
- 第41条 観客の使用し来往する各場所には十分なる照度を有する電灯の設備を為すべし。ただし電灯なき土地においては安全と認むる灯火を以って之に代うることを得。
- 2 出入口、非常口、階段、通路、廊下又は空地には前項の灯火の他発電所又は蓄電池による補助電灯を備うべし。ただし観客定員1000人以下の興行場なるときは安全と認むる灯火を以って之に代うることを得。
 - 3 前2項の電灯の開閉器は興行管理者の事務室にこれを設くべし。
 - 4 活動写真の客席には映写中といえども観客の容貌を認識し得べき照度を有する灯火の設備を為すべし。
- 第42条 客席には換気筒又は機械的換気装置を設くべし。ただしその構造規模により支障なしと認むるときはこの限りにあらず。
- 第43条 観客定員1500人以上の劇場は適当なる暖房装置を為すべし。
- 第44条 汽缶、汽機等は客席、出入口、非常口、通路、階段、又は廊下の下に之を設けることを得ず。
- 第45条 興行場には観客定員50人以上ごとに5升人薬液消火器1箇以上を備え、これを適当の箇所に配置すべし。ただしその一部は6升入バケツ（消火用と赤書すること）に水を湛えたるものを以ってこれに代えることを得。
- 2 興行場には適当の消火栓を設け水管、筒先等をこれに付属せしむべし。ただし観客定員1000人以下のものにして土地の状況により支障なしと認むるときはこの限りにあらず。映写室には第1項の消火器以上及び乾燥せる砂を以って充たしたる「バケツ」（消火用と赤書すること）2箇以上を備うべし。
- 第46条 第19条ないし21条、第26条又は第38条の規定は演芸場にして支障なしを認むるものにつき之を適用せざることあるべし。
- 第47条 本令中空地、構造又は設備に関する規定には観物場としてのその種類により支障なしと認むるものにはこれを適用せざることあるべし。

第3章 興行
第1節 興行人

条文名	項 号	本文
第48条	1	本令において興行と称するは料金を受くると否とを問わず演劇、活動写真、演芸又は観物を公衆の観覧又は聴問に供するを言う。
	2	公衆の観物又は聴問に供せざるものといえども風俗又は衛生上必要となる時は本令の全部又は一部を適用することあるべし。
第49条		興行を分かちて演劇興行、活動写真興行、演芸興行及び観物興行の4種とす。
第50条	1	左の各号の一に該当するときは所轄警察官署の許可を受くべし。
	1	興行場において興行を為さむとするとき。
	2	興行場以外の場所において興行を為さむとするとき。
第51条	2	興行場以外の場所はひと月を通じて10日以上興行の為に使用することを得ず。ただし特別の事由ある場合において警視庁の許可を受けたるときはこの限りにあらず。
	1	左の各号の一に該当するときは前第1条の許可を為さず。
	1	興行にして公安を害し又は風俗を紊すの虞（※おそれ）ありと認むるとき。
	2	興行場又は興行の為に使用する興行場以外の場所にしてその構造上危険の虞ありと認むるとき。
第52条	3	興行場又は興行の為に使用する興行場以外の場以外の場所不相当と認むるとき。
	4	申請者不相当と認むるとき。
	1	第50条第1項第1号の認可を受けむとする者は左の各号の事項を具し申請すべし。
	1	住所、氏名及び年齢（法人にありてはその名称、事務所、所在地、代表者の氏名及び住所）。
	2	興行場の種類、名称及び所在地名。
	3	興行の種類及び題名（観物興行するときは観覧物の種類）。
	4	興行の期間、1日中の興行回数及び開閉時間。
5	興行に出演し技芸又は活動写真の説明を為す者にして技芸者又は説明者なるときはその氏名及び芸名。	
6	入場料、席料その他名義の如何に拘らず料金を受くるときはその金額。	
7	興行中特に火、水、電気、瓦斯その他火薬類を使用するときは方法及び設備。	

	8	営利を目的とせざる興行なるときはその趣旨、目的醸集金処分の方法（醸集金にして寄贈の目的なるときは受贈者の承諾書これを添付し、能わざるときはその理由）及び収支概算書。
	9	演劇興行なるときは第70条の規定により認可の印の押捺せられたる脚本、活動写真興行なるときは第70条の規定により交付せられたる「フィルム」認可証の写し、及び「フィルム」の筋書。
	10	興行場にして他人の所有に係るときは所有者の連署。
第53条	2	前項の外必要と認むるときは演芸説明書又は観物説明書の提出その他の事項を命ずることあるべし。
	1	前条第1項第4号第7号又は第8号の事項を変更せむとするときは所轄警察官署の認可を受くべし。
	2	前項第1項第1号第5号第6号又は第10号の事項に変更ありたるときは遅滞なく所轄警察官署に届出づべし。
第54条		第50条第1項第2号の認可を受けむとする者は左の各号の事項を具し申請すべし。
	1	観客定員。
	2	敷地内建物の配置図（各建築物の大きさ、相互間の距離、付近道路の幅員、その他の状態を明示すること）各号平面図、客席配置図第52条の規定は前号の場合に之を準用す。
第55条	1	前条第1項の事項を変更せむとするときは所轄警察署の認可を受くべし。
	2	第53条の規定は興行場以外の場所における興行に之を準用す。
第56条	1	演劇興行は第66条第1項第1号の認可を受けたる脚本によるにあらざれば之を為すことを得ず。
	2	劇場以外の場所は演劇興行（大道具その他之に類する可動的書割を使用せざる演劇興行を除く）の為に使用することを得ず。
	3	ただし警視庁において保安上支障なしと認めたるときはこの限りにあらず。
第57条	1	活動写真興行は第66条第1項第2号の認可を受けたる「フィルム」によるにあらざれば之を為すことを得ず。
	2	活動写真館以外の場所は活動写真の為に使用することを得ず。ただし警視庁において支障なしと認めたるときはこの限りにあらず。
第58条	1	興行は日出より午後11時限とす。
	2	一興行の時間は演劇6時間、活動写真4時間、その他は8時間を超えることを得ず。ただし一脚本にして6時間以内に終了し能わざる物を上演する場合は8時間を超えざる範囲において時に認可することあるべし。
	3	前項の認可は1所1年を通して2回限とす。同日内に2興行を為さむとするときは1興行の閉止後30分以上経るにあらざれば次の興行を為すことを得ず。

- 第59条 看板、旗幟その他の装飾は掲出前所轄警察官署の検閲を受くべし。
- 第60条 興行人は翔る睹易き（※見やすき）場所に左の各号の事項を掲出すべし。
- 1 観客の遵守すべき事項。
 - 2 各客席ごとにその定員。
 - 3 入場料、席料その他名義の如何に拘らず観客に請求すべき料金額。
- 第60条の2 興行人は興行に関し観覧又は聴問を勧誘し又は勧誘する目的を以って入場券、観覧券の配布を為し又は為さしむることを得ず。
- 第61条 興行人は興行中左の各号の事項を遵守すべし。
- 1 定額外に料金を請求せざること。
 - 2 定員外に観客を入場せしめざること。
 - 3 喫煙室外にて喫煙せしめざること。
 - 4 出入口、非常口、廊下、通路へ周壁の空地には椅子、卓子その他の通行避難の障害となるべき物件を置かざること。
 - 5 非常口には赤色灯を点し扉はただちに観客の開放し得べきよう為し置くこと。
 - 6 事実に相違したる広告、看板、筋書等を提出し又は発売頒布せざること。
 - 7 みだりに観覧又は聴問の勧誘を為さざること。
 - 8 技芸者、説明者を客席に、観客を楽屋、舞台等に出入せしめざること。ただし臨検警察官吏の許可を受けたる時はこの限りにあらず。
 - 9 出張警察官吏の臨検に際してはその求むる席を供すること。
 - 10 臨検警察官吏の求めありたるときは第66条第1項の認可を受けたる脚本又は「フィルム」の筋書きは遅滞なく之を提出すること。
 - 11 前各号の外所轄警察官署の命じたる事項。
- 第62条 活動写真興行人は前条既定の外、興行中左の各号の事項を遵守すべし。
- 1 興行1時間以内に5分以上の休憩時間を置きその間換気採光をなすこと。
 - 2 男女の客席を区別すること。ただし同伴の男女に対しては特に客席を設け本制限に依らざることを得。
 - 3 略
 - 4 略
 - 5 略
- 第63条 左の各号の一に該当するときは興行を停止し、又は第50条第1項の認可を取消ことあるべし。
- 1 第51条各号の一に該当するものと認めたるとき。
 - 2 興行場又は興行のために使用する興行場以外の場所の使用権を失いたるとき。

	3	本令又は本令に基きて発する命令に違反したるとき。
第64条	1	興行を休止し又は廃止したるときは興行人は遅滞なく所轄警察官署に届出づべし。興行期間満了したるときは興行人は5日以内に観客人員を所轄警察官署に届出づべし。
	2	第52条第1項第8号の興行期間満了したるときは前項の届書に収支計算書及び醸集金処分に関する証拠書類（醸集金にして寄贈の目的に係るときは受領書。之を期間内に添付し能わざるときはその理由書を添付すべし）。
第65条		興行人観客に直接する使用人を雇入れたるときはその住所、氏名及び年齢を記し3日以内に所轄警察官署に届出づべし。解雇したるときまた同じ。

第2節 脚本及び「フィルム」

条文名	項 号	本文
第66条	1	左の各号の一に該当するときは警視庁（第1号の場合にして東京市外なるときは所轄警察官署）の認可を受くべし。
	1	脚本を演劇興行の用に供せむとするとき
	2	「フィルム」にして左の各号の一に該当するときは前条の認可を為さず。
	2	前項の有効期限は2年とす。
第67条	1	脚本又は「フィルム」にして左の各号の一に該当するときは前条の認可を為さず。
	1	勸善懲悪の趣旨に背戻するの虞ありと認むるとき。
	2	嫌悪、卑猥又は惨酷に渉るの虞ありと認むるとき。
	3	犯罪の手段方法を誘致助成するの虞ありと認むるとき。
	4	みだりに時事を諷し又は政談に紛しきものと認むるとき。
	5	国交親善を阻害するの虞ありと認むるとき。
	6	教育上悪影響を及ぼす虞ありと認むるとき。
	7	前各号の外公安を害し又は風俗を紊すの虞ありと認むるとき。
第68条		第66条、第1項第1号のの認可を受けむとする者は興行初日10日前までに左の各号の事項を具し脚本の検閲を受くべし。
	1	住所氏名年齢（法人にありてはその名称、事務所所在地代表者の氏名及び住所）。
	2	題名及び作者名（翻訳又は改作に係るものは原名及び原作者名なども記載すべし）。
	3	脚本冊数。
第69条		第68条第1項第2号の認可を受けむとする者は興行初日3日前までに左の各号の事項を具し「フィルム」の検閲を受くべし。

- 1 氏名住所及び年齢（法人にありてはその名称、事務所所在地代表者の氏名及び住所）。
- 2 題名（外国製に係るものは原名及び訳名）。
- 3 「フィルム」の長さ及び巻数。
- 5

「フィルム」の詳細なる筋書（演劇の一部として行う興行にあっては劇の筋書きなども含む）。

- 6 脚本中の事件に主たる利害関係を存するものある時はその者の承諾書。

第70条

第66条第1項第1号の認可を為したるときは脚本に認可の印を押捺し、第66条第1項第2号の認可を為したるときは「フィルム」認可証を交付す。

第71条

左の各号の位置に該当するときは警視庁（第1号の場合にして東京市外なるときは管轄警察官署）の認可を受くべし。

- 1 第66条第1項第1号の認可を受けたる脚本の題名を変更せむとするとき。

- 2 第66条第1項第2号の認可を受けたる「フィルム」の題名又は筋書を変更せむとするとき。

第72条

- 1 第66条第1項第2号の認可を受けたる「フィルム」を承継したるときは3日以内に双方連署の上警視庁に届出で「フィルム認可証」の訂正を受くべし。

- 2 ただし連署し能わざるときはその事由を付記することを要す。

第73条

「フィルム」認可証を亡失又は毀損したるときはその事由を具し5日以内に警視庁に届出で再交付を受くべし。

第74条

「フィルム」の認可有効期間満了したるときは10日以内に「フィルム」認可証を添え警視庁に届出づべし。

第75条

- 1 公安、風俗又は衛生の取締上必要ありと認めたるときは第66条第1項の認可を取消することあるべし。
- 2 前項の規定により第66条第1項第1号の認可証を取消されたるときは遅滞なく脚本を提して認可の印の抹消を受け、第66条第1項第2号の認可を取消されたるときは遅滞なく「フィルム」認可証を返納すべし。

第3節 技芸者及び説明者

条文名	項 号	本文
-----	-----	----

第76条		本令において技芸者と称するは演劇興行、演芸興行または観物興行に出演して技芸を為して業とする者を言い、説明者と称するは活動写真興行に出演して活動写真の説明を為すを業とする者をいう。業とせざる者といえども技芸又は活動写真の説明を為すときは第79条の規定を準用す。
第77条	1	技芸者たらむとする者は左の各号の事項を具し就業3日前までに所轄警察官署に届出づべし。
	1	本籍、住所、氏名及び年齢
	2	芸名ある時は芸名
	3	技芸の種類
	4	専属する興行場ある時はその名称、種類及び所在地名前項の外必要と認むるときは履歴書の提出その他の事項を命ずることあるべし。
第78条		前条第1項各条の事項に変更ありたるとき又は廃業したるときは3日以内に所轄警察官署に届出づべし。
第78条の2		技芸者又は興行に関し観覧又は聴問を勧誘しまたは勧誘する目的を以って入場券、観覧券、その他の物品等の配布を為し又は為さしむることを得ず。
第79条	1	技芸者は興行中左の各号の事項を遵守すべし。
	1	客席に出入りし又は観客を楽屋、舞台等に出入りせしめざること。ただし臨検警察官吏の認可を受けたる時はこの限りにあらず。
	2	公安を害し又は風俗を紊すの虞ある言辞、所作、扮装その他の行為を為さざること。
	3	みだりに観覧又は聴問の勧誘を為さざること。
	4	演劇興行にありては第66条第1項第1号の認可を受けたる脚本に相違するの行為を為さざること。
	5	前各号の外所轄警察官署の命じたる事項
	2	前項の規定に違反したるときは臨検警察官吏においてその出演の禁止または停止を命ずることあるべし。
第80条		技芸者にして公安を害しもしくは風俗を紊すの虞ありと認むるときはその就業を禁止することあるべし。
第81条	1	説明者たらむとする者は左の各号の事項を具し警視庁の認可を受くべし。
	1	本籍、住所、氏名及び年齢。
	2	芸名ある時は芸名。
	3	専属活動写真館あるときはその名称及び所在地名。
	4	履歴書
	2	前項の認可を為したるときは説明者認可証を交付す。
	3	第1項の有効期間は3年とす。
第82条	1	説明者は左の各号の事項を遵守すべし。

	1	就業中説明者認可証を携帯すること。 ただし第83条の規定により訂正を受け又は第84条の規定により再交付を受くる場合はこの限りにあらず。
	2	略
	2	第79項の規定は説明者のこれに準用す。
第83条		略
第84条		略
第85条		略
第86条		略
第87条		略

第4節 観客

条文名	項 号	本文
第88条		本令において観客と称するは演劇、活動写真、演芸、又は観物を観覧又は聴門するために入場したる者を言う。
第89条	1	観客は興行中左の各号の事項を遵守すべし。
	1	楽屋■舞台等に入出せざること、ただし臨検警察官吏の認可を受けたるときはこの限りにあらず。 喫煙室外の場所において喫煙せざること。 場内の秩序を紊し又は風俗を害するの虞ある行為を為さざること。 前各号の外所轄警察官署の命じたる事項。
	2	前項の規定に違反したるときは臨検警察官吏において退場を命ずることあるべし。

第4章 罰則

条文名	項 号	本文
第90条		左の各号の一に該当する者は拘留又は科料に処す。
	1	第10条第1項、第2項、第12条第1項、第16条、第17条、第50条、第53条、第55条ないし62条、第64条、第65条、第66条第1項、第71条ないし第74条、第75条第2項、第76条第2項、第77条第1項、第78条、第78条の2、第79条第1項第1号第3号ないし第5号、第80条第1項、第82条ないし第86条、第87条第2項又は第89条第1項第1号第2号第4号の規定に違反したる者。
	2	第14条、第15条、第52条第2項、第63条、第75条第1項、第77条第2項、第79条第2項、第80条、第87条第1項、第89条第2項の規定に基づきて発する命令に違反したる者。

- 3 法施行区域内において第7条第2号又は第10条第3号但書の規定に違反したる者。
- 4 法施行区域外において第7条、第80条第3項、第11条第2項、第12条第2項、第13条第1項の規定又は第13条第2項の規定に基づく命令に違反したる者。

第91条

建築主、興行場の所有者、興行人、技芸者、又は説明者にして未成年又は禁治産なるときは本令の罰則は之を基法定代理人に適用す。ただし営業に関し成年者と同一の能力を有する未成年者につきてはこの限りにあらず。

第92条

- 1 建築主、興行場の所有者、興行人、技芸者、又は説明者はその代理人、戸主家族、雇人その他の従業者にしてその事務に関し本令に基づきて発する命令に違反したるときはその罰則を法人に適用す。
- 2 法人を処罰すべき場合においては法人の代表者を以って被告人とす。

附則

条文名 項 号

本文

第94条

本令は大正10年9月1日よりこれを施行す。

第95条

明治33年（11月）警視庁令第41号演劇取締規則、大正6年（7月）警視庁令第12号活動写真興行取締規則、明治34年（12月）警視庁令第58号寄席取締規則、明治24年（10月）警視庁令第15号観物場取締規則、明治24年（12月）警視庁令第22号及び明治33年（12月）警視庁令第45条はこれを廃止す。

第96条

- 1 本令施行前に許可を受けたる劇場、活動写真興行場、寄席又は観物場は本令に依り認可を受けたる劇場、活動写真館、演芸場、又は観物場と見做す。ただし本令第18条ないし第45条の構造に適合せざるものは第31条第1項第1号の事項については大正11年3月31日までに、その他の事項については将来新築、増築、改築、移築、修繕又は変更を為す場合において本令に依るべし。
- 2 本令施行前に許可を受けたる劇場、活動写真館、寄席又は常設館物場の種類を変更せんとする場合において本令の規定に依り難きものと認むるときは、特に本令第22条、第23条、第26条、第28条、第31条第1項、第32条、第37条、第40条の規定を斟酌するときあるべし。

第97条

本令施行前に許可を受けたる興行はその種類に従い本令に依り認可を受けたるものを見做す。ただし興行期間によりてその効力を失うものとす。

第98条

略

第99条

略

第100条

略

附則 本令は大正12年2月1日より之を施行す。

暇興行場取締規則

大正12年9月警視庁令第48号

条文名	項 号	本文
第1条	1	大正12年（9月勅令第414号及び大正12年（9月）内務省令第33号により建設する興行場は本令に依る。
	2	本令に依り建築する興行場を暇興行場と称す。
第2条		暇興行場を新築、改築、増築、又は変更せむとするときは左の事項を具し警視庁に申請し認可を受くべし。
	1	建築主の氏名住所（法人にありてはその名称事務所所在地、代表者氏名住所）
	2	興行場の種類名称
	3	観客定員
	4	敷地の地名及び番地
	5	敷地及び建物の坪数
	6	建物及び附属設備の配置、平面図、断面図、構造仕様の概要
	7	竣工期日
第3条	8	新築及び転改築の場合には敷地付近の略図
	1	暇興行場の構造設備は左の制限に依るべし。
	1	建物は平屋建と為すこと。
	2	建物の表側は幅員2間以上の道路に面せしむること。
	3	建物の表側及び客席部の両側には幅員6尺以上の空地を存せしむること。ただし建物の側面6尺以上の道路に面する場合にはその側面の空地を省くことを得。又隣接する興行場にして側面空地9尺以上ある場合は之を共用することを得。
	4	相当の出入口及び非常口を設くること。
	5	出入口及び非常口の扉は外開き又は引戸と為すこと。
	6	客席間の通路は椅子席なるときはその幅員2尺5寸以上、座席なるときはその幅員1尺2寸以上、高さ4寸以上と為すこと。
	8	椅子の長さは10尺以上5寸以下と為し、床に固定せしむること。
	9	椅子前後の間隔は1尺2寸以上となすこと。
	10	活動写真館は立見席を設けさせること。
	11	活動写真館は男女及び同伴席の区別を設くること。
12	男女別に適當数の便所を設くること。	

- 14 灯火は電気灯を使用すること。
- 15 非常口には赤色灯を設けること。
- 16 相当の予備灯を設けること。
- 17 活動写真映写室の構造設備は左の制限に依ること。
 - (イ) 壁及び天井は「コンクリート」造、煉瓦造又は鉄骨鉄鋼「コンクリート」造、床は土間又は「コンクリート」叩きと為すこと。
 - (ロ) 間口内法8尺以上奥行内法9尺以上天井高さ6尺以上と為すこと。
 - (ハ) 出入口及び窓には防火戸を設けること。

2

前項第3条に規定は演芸場観物場にして支障なしと認むるものについてこれを適用せざることあるべし。

第4条

第2条及び第3条に違背したる者は拘留又は科料に処す。

第5条

本令に規定するものの外、興行場及び興行取締規則はその第9条第2項、第10条第2項、第12条第1項、第18条ないし第44条第46条及び第47条を除き暇興行場並びにその興行場につきこれを適用す。

附則

本令は公布の日よりこれを施行す。

演劇取締規則

明治33年11月

庁令第41号

改正略符

(ろ) 43年12月同第75号

(は) 49年4月同第15号

(に) 大正2年7月同第30号

(ほ) 同6年9月同第18号

第1章 劇場

条文名	項号	本文
第1条		本則において劇場と称するは演劇を公衆の観覧に供する場所を言う。
第2条		劇場は左の種別に従い33箇所を以って定限とす(は)。
	1	建坪200坪以上のもの10箇所。
	2	建坪200坪未満のもの市部に15箇所、郡部に8箇所。
第3条	1	劇場を建設せむとする者は住所、氏名、年齢を記し左の事項を具し、所轄警察官署を経て警視庁に願出許可を受くべし。
	1	劇場建物の地名、番号及び劇場名。
	2	建物の配置図(縮尺200分の1又は100分の1) 同平面図(縮尺100分の1又は50分の1) 同断面図(縮尺50分の1) 同外面図(縮尺100分の1又は50分の1) 附属建物図面及び構造並びに材料を詳記したる仕様書。
	3	結構上緊要なる各部の詳細図(縮尺20分の1ないし原寸)。
	4	四隣の平面略図
	5	観客定員
	6	落成期日
	7	灯火の種類及び位置、装置の図面並びに仕様書
	8	建築設計者及び工事監督者の住所氏名
	2	前項第2号、第3号、第7号の事項を変更し又は劇用並びに附属建物を改築、増築せむとするときは所轄警察官署を経て警視庁に願出許可を受くべし(い、ろ)。
	3	第1項第5号、第6号の事項又は工事監督者を変更しもしくは劇場並びに附属建物を修繕、変更しもしくは灯火に関する新設、改築、増築等を為さむとするときは所轄警察官署の許可を受くべし(い、ろ)。
第4条		劇場に関する工事中は警視庁又は所轄警察官署の指示に従い検査を受くべし(い)。

- 第5条 劇場に関する工事落成したるときは所轄警察官署を経て警視庁に届出使用の認可を受くべし。ただし修繕、変更の場合にありては所轄警察官署に届出仕様の認可を受くべし（い）。
- 第6条 劇場建設の許可を受けたるものにして左の各号に該当するものと認るときは警視庁はその許可を取り消すことあるべし。
- 1 正当な事由なくして90日以内に工事に着手せざるとき
 - 2 落成期日を過ぎなお落成せざるとき
 - 3 1箇年以上休場したるとき
 - 4 劇場使用权を喪失したるとき
- 第7条 1 劇場を譲受けたるものは譲渡人の連署を以て3日以内に所轄警察官署を経て警視庁に届出べし。
- 2 前項により届出たる譲受人はこれを劇場建設者と看做す。
- 第8条 劇場建設者住所、氏名に異動を生じもしくは廃場したるときは3日以内に所轄警察官署を経て警視庁に届出べし。
- 第9条 1 警視庁は当該主務官吏を派遣し劇場を検査せしむることあるべし。
- 2 当該主務官吏検査の場合にはその指示に従い相当の準備を為すべし。
- 第10条 劇場建設者法人なる場合においてこれを代表する責任者を変更したるときは3日以内に所轄警察官署を経て警視庁に届出べし。
- 第11条 未成年者、禁治産者、準禁治産者及び有夫の婦に関する願届は左の規定に従うべし。その変更に係るときは3日以内に所轄警察官署を経て警視庁に届出べし。
- 1 未成年者、禁治産者にありては法定代理人の連署
 - 2 準禁治産者にありては保佐人の連署
 - 3 有夫の婦にありては夫の連署
- 第12条 法定代理人又は夫の許可並び保佐人の同意を要する者にしてその許可又は同意を取り消されたる場合は警視庁において第3条の許可を取り消すことあるべし。
- 第13条 建坪200坪以上の劇場は左の各号に従い構造すべし。
- 1 建物の前面出入口は幅8間以上の道路に面接し両側及び後面に幅5間以上の空地を存すべし。但し道路又は河川に沿いたる場所その他建物後面に在りてはその構造の方法により特に空地の間数を斟酌することあるべし。
 - 2 前号の空地内といえども石、煉瓦その他当なる不燃質物を以て構造するものに限り特にその建物の建設を許可することあるべし。
 - 3 建物は石、煉瓦その他適当なる不燃物質を以て構造しその屋上は不燃質物を以て葺くべし。ただし内部の構造に在りては斟酌することあるべし。
 - 4 建物の外部に面する出入口及び窓には防火戸を設けその扉及び木框は金属を以て造り又は金属を以て被覆しもしくはその他の適当なる方法により火災予防の設備を為すべし。

- 5 表出入口は観客定員1000人未満の劇場にありては幅12尺以上（2箇所以上あるときは合して12尺以上）とし定員100人未満を増やすごとに5寸以上を加ふべし。又立見場及び土間には各2箇所以上の出入口を設けその幅は4寸5尺以上と為すべし。
- 6 左右廊下と空地との間には各幅10尺以上（2箇所以上あるときは合して10尺以上）の出入口を設くべし。
- 7 表出入口に面する廊下は幅8尺以上に設くべし。
- 8 左右の上下棧敷には各幅6尺以上の廊下を設くべし。
- 9 上下棧敷及び廊下の天井の最低部は床上より高7尺以上に設くべし。
- 10 客席の階段は左の制限に従うべし。
 - イ 左右の棧敷並び階上の立見には階段各2箇所以上を設け容易に屋外に出るを得せしむべし。ただし棧敷の表階段並び立見場階段の各1箇所は不燃質物を以て構造すべし。
 - ロ 階上の棧敷及び大入場の観客定員500人未満のものにありては幅内法4寸5尺以上、裏階段は3尺5寸以上、又立見場観客定員400人未満のものにありては幅内法4尺以上とし階段は蹴上げ6寸以上、踏面8寸5分以上と為すべし。ただし観客定員50人未満を増すごとに表階段は幅内法2寸5分以上その他の階段は2寸以上を増加すべし。
 - ハ 壁に面せざる部分には堅牢なる扶欄を設くべし。ただし幅内法6尺以上の階段にありては更に中央に扶欄を設くべし。
 - ニ 階段又は螺旋状の階段を設くべからず。ただし本号の最寡定数以外に設くるものはこの限りにあらず。
- 11 表階段に接近する壁面には燃質物を表すべからず。
- 12 客席は左の制限に従うべし。
 - イ 上下棧敷及び土間の柵は1柵の定員6人以下と為すべし。
 - ロ 上下棧敷及び土間の柵は1人につき内法1尺7寸平方以上とし正方形をもって算定すべし。
 - ハ 大入場は1人につき1尺6寸平方以上の割合と為すべし。
 - ニ 立見場は1坪15人以下の割合と為すべし。
- 13 客席の通路は左の制限に従うべし。
 - イ 土間は2柵毎に（もしくは横）に幅1尺以上の通路を設け容易に廊下に通せしむべし。
 - ロ 大入場は横（もしくは縦）に6尺未満ごとに幅1尺以上の通路を設け容易に廊下に通せしむべし。
 - ハ 上下棧敷にして2柵以上並行せる場合においては2柵毎に縦もしくは横に幅1尺以上の通路を設け容易に廊下に通せしむべし。
- 14 土間の床は地上高1尺以上に設くべし。
- 15 客席には適当なる換気法を設くべし。

- 16 楽屋には幅3尺以上の階段2個以上並び6尺以上の出入口を設け容易に屋外に出るを得せしむべし。
- 17 空地の周囲には高8尺以上にして石、煉瓦その他適当なる不燃質物をもって構造せる墻壁（しょうへき）を設くべし。ただし道路又は河川に沿いたる場所並び空地の広さによりその高を斟酌することあるべし。
- 18 墻壁には道路に面する部分において幅9尺以上の非常口2箇所以上を設くべし。ただし非常口の高は12尺以下に為すことを得ず。
- 19 出入口及び非常口の扉は外開戸又は引戸と為すべし。
- 20 廁圍は適当の数を設け石、煉瓦等をもって構造し建物の外部より12尺以上の距離を存しその廊下は床を設くべからず。ただし舞台の左右もしくは後面に設くるものに限り本号の距離を斟酌することあるべし。
- 21 建物には適当なる避雷針を装置すべし。
- 第14条 1 建坪200坪未満の劇場は左の各号に従い構造すべし。
- 1 建物の前面出入口は幅6間以上の道路に面接し両側及び後面に各3間以上の空地を存すべし。ただし道路又は河川に沿いたる場所その他建物の後面にありてはその構造の方法により特に空地の間数を斟酌することあるべし。
- 2 建物の屋上は不燃質物をもって葺きまた不燃質物をもって構造せざる建物は塗家（外部にありては壁厚木部外6分以上内部にありては壁厚木部4分以上）と為しもしくは適当なる不燃質物をもって被覆すべし。ただし内部の構造にありては斟酌することあるべし。
- 3 表出入口に面する廊下は幅6尺以上に設くべし。
- 4 左右の上下棧敷には各幅4尺5寸以上の廊下を設くべし。
- 5 上下棧敷及び廊下の天井の最低部は床上より高6尺5寸以上に設くべし。
- 6 客席の階段は左の制限に従うべし。
- イ 左右の上下棧敷並び階上の立見場には階段各2箇所以上を設け容易に屋外に出るを得せしむべし。ただし棧敷表階段並び立見場階段の裏面は不燃質物をもって被覆すべし。
- ロ 階上の棧敷及び大入場の観客定員400人未満のものにありては表階段は幅内法4尺以上裏階段は3尺以上又立見場観客定員300人未満のものにありては幅内法3尺5寸以上とし階段は蹴上げ6寸5分以下、踏面8寸以上と為すべし。ただし観客定員50人未満を増すごとに表階段は幅内法2寸5分以上その他の階段は2寸以上を増加すべし。
- 7 上下棧敷及び土間の柵は1人につき内法1尺6寸平方以上とし正方形をもって算定すべし。
- 8 客席の通路は左の制限に従うべし。
- イ 土間は2柵毎に（もしくは横）に幅8寸以上の通路を設け容易に廊下に通せしむべし。
- ロ 大入場は横（もしくは縦）に6尺未満ごとに幅8寸以上の通路を設け容易に廊下に通せしむべし。

		ハ 上下棧敷にして2桁以上並行せる場合においては2桁毎に縦もしくは横に幅8寸以上の通路を設け容易に廊下に通せしむべし。
	2	第13条第2号、第4号の至第6号、第10号ハ、二、第11号、第12号イ、ハ、二、第14号の至第21号の規定は前項の劇場にこれを準用す。
第15条		劇場の客席に造付椅子を備えもしくはこれに類似の構造を為さむとするものにして本則の構造制限により難きものは斟酌することあるべし。
第16条	1	劇場には消火栓室2箇以上を設けこれに付属の器具及び相当の人夫等を備うべし。ただしその設備に関しては警視庁の指示を受くべし。
	2	河、海岸又は池沼に接近し常に給水に支障なき場所もしくは適當の水量を有する井戸又は水溜を設くるものにして特に警視庁の許可を得て唧筒の備付を為したるものは前項の設備に代わうることを得。
第17条		燈火に関しては左の制限に従うべし。
	1	燈火は電気灯又はガス灯を使用すべし。ただし特に許可を得たるときはこの限りにあらず。
	2	ガス灯には適當の場所に遮断器を備うべし。
	3	ガスはやむを得ざる場合の外鉄管をもってこれを導くべし。
	4	灯火燃質物に接近せる場合には適當なる防火の設備を為すべし。ただし電気灯にありてはこの限りにあらず。
第18条		電気灯又はガス灯消滅の場合においてあらかじめこれに代うべき適當なる装置を為すべし。
第19条		浴場の火焚場その他火災の起因となるべき場所は防火の為適當なる装置を為すべし。
第20条		煙草盆、敷物その他火災の起因となり又は燃焼し易き物品を蔵置するには防火の為適當なる構造の置場を設くべし。
第21条	1	楽屋及び浴場並びその通路は道路又は寄席等より見透さざる様装置すべし。
	2	劇場建設者は劇場並び附属建物及び灯火に関する装置にして破損又は腐朽したるときは第3条第2項及び第3項の規定により速やかに改築、改設もしくは修繕を為すべし（ろ）。

第2章 興行

条文名 項 号

第22条		演劇興行を為さむとする者は劇場名を記し台詞等を詳記せる脚本を添え所轄警察官署を経て警視庁（郡部にありては所轄警察官署）に願出許可を受くべし。
	1	ただし演劇の脚色を増減変更せむとするときまた同じ。
	2	前項の興行者にして劇場建設者にあらざるときはその建設者の連署を要す。
	3	

- 4 許可を受けたる脚本により1箇年以内に更に興行せむとする者は第1項の規定に拘らず脚本を添え所轄警察官署に願出許可を受くべし。ただし願書中にその許可を受けたる年月日を記すべし（い）。
- 第23条 左の各号に該当する演劇を為し又は興行することを得ず。
- 1 勸善懲悪の趣旨に背戻するもの。
 - 2 台詞、所作等にして猥褻又は惨酷に渉るもの。
 - 3 政談に紛わしもの
 - 4 前各号に該当せざるものといえども、所作等において公安もしくは風俗を害するの虞あるもの。
- 第24条 演劇興行中は許可を受けたる脚本を備置くべし。ただし警視庁は必要と認むるときはその脚本の副本を差出さしむることあるべし。
- 第25条 演技上特に火気を使用せむとするとき又は危険に渉る虞ある演技を為さむとするときはその方法を記し脚本に添え差出すべし。
- 第26条 興行の許可を受けたるときは開場前日までに興行の日数、時間及び演劇の題名、俳優の芸名、木戸銭、席料等を記し所轄警察官署を経て警視庁に届出べし。その変更並び休場のときまた同じ（ろ）。
- 第27条 1 興行時間は日出より午後12時まで間とす。ただし1興行は9時間以上を継続することを得ず。
- 2 同日内に2興行以上を為さむとするときは1興行の閉止後1時間以上を経るにあらざれば他の興行を為すことを得ず。
- 第28条 1 客席の定員は見易き場所に掲示し定員外に客を入るるべからず。
- 2 興行者は興行中俳優を客席に出入せしめ又は客を楽屋に出入せしむことを得ず（ろ）。
- 第29条 木戸銭、席料その他観客に請求すべき金額は見易き場所に掲示し定額外の金銭を請求すべからず。
- 第30条 通行人に観覧を強ゆる等の所為を為すべからず。
- 第31条 俳優の芸名を偽りもしくは演劇に相違したる広告文は看板等を掲ぐべからず。
- 第32条 当該警察官吏臨検のときはその求むる席を供すべし。
- 第33条 演劇の所作その他興行に関し公安又は風俗を害する虞あると認むるときは臨検警察官においてその興行を停止又は警視庁においてその許可を取り消すことあるべし。
- 第34条 興行中夜間は出入口の要処に電気灯又はガス灯もしくは特に許可を得たる灯火の外なお非常用の為安全なる赤色灯火を点し置くべし。
- 第35条 興行中は日没前より観客の退散するまで客席、廊下等暗黒ならざる様灯火を点し置くべし。
- 第36条 楽屋、奈落その他の場所において焚火を為すべからず。ただし舞台又は浴場はこの限りにあらず。

第37条		小屋組内に燃焼し易き物品又は重量の物体を蔵置せむとするときは適當なる構造を為すべし。
第38条		興行中舞台、廊下及び楽屋等には所轄警察官署の指示に従い適當なる消火器類を備置くべし（い）。
第39条		興行中劇場の表出入口は常に開放し非常口には鎖鑰等を施すべからず。
第40条		興行中厠圍は毎日2回以上清潔に掃除し防臭剤を撒布すべし。
第41条	1	興行者にして未成年者、禁治産者、準禁治産者又は法人なるときは第10条の至第12条の規定をこれに準用す。
	2	警察官署は公安風俗又は衛生の取締上必要ありと認むるときは本章に規定するの外尚興行に関し制限することあるべし（ほ）。

第3章 観客心得

条文名 項 号

第42条		観客は興行中左の事項を遵守すべし。もしこれに違背するときはこれを制止し又は退場せしむるものとす。
	1	演劇中放談高話又は喧噪に涉り他の妨げを為すべからずこと。
	2	楽屋に出入し舞台上に上り又は、演技中みだりに花道を徘徊すべからざること。
	3	演技中帽子を被りその他他の妨げとなるべき所為なかるべきこと。
	4	袒裼、裸体、頬冠りその他これに類する不体裁の所為なかるべきこと。
	5	通路にものをのり背他の妨げを為すべからざること。
	6	廊下、出入口等に在りて他の妨げを為すべからざること。

第3章 罰則

条文名 項 号

第43条		第3条から第5条、第7条第1項、第8条、第9条第2項、第10条、第11条、第16条第1項、第21条の2、第22条第1項第3項、第23条から第32条、第34条から第36条、第38条から第40条及び第42条を犯し若しくは第24条但し書きにより発したる命令に違背したる者は拘留又は科料に處す。（ろ）
第44条		興行者は興行に関し家族又は雇人その他の従業者の行為にして前条に規定したる違反行為ありたる時は自己の指揮に出てざるの故を以て處罰を免る、ことを得す。（ろ）
第45条	1	劇場建設者、興行又は俳優にして未成年者又は禁治産者なるときは第43条の罰則はこれを法定代理人に適用す（ろ）。
第45条	2	劇場建設者又は興行者にして法人なるときはその代表者、雇人その他の従業者の行為にして第43条に規定したる違反行為ありたる時は同条の罰則をその法人の代表者に適用す（ろ）

第5章 附則

条文名 項 号

第46条

現在の劇場主は本則第3条の劇場建設者と看做す。但その劇場主は明治33年12月5日ついに所轄警察官署を経て警視庁に届出べし。現在の劇場主にして本則第6条第4号に該当する者は本則施工の日より許可の効を失ふものとす。

第47条

現在の劇場にして本則の構造制限に適合せざるものは改築又は大修繕を要するとき本則の構造制限に従ふべし小修繕を要するときといえども警視庁に於て必要と認むる部分に応じては本則の構造制限により修繕すべし。

第48条

郡部に在りては状況により本則第13条、第14条の制限を斟酌することあるべし。

第49条

劇場に於て演劇以外の興行等を為さむとするときはこれに関する規則に依るの外尚本則の規定を準用す。

第50条

本則は明治33年12月1日より施行す。

第51条

明治23年8月警察令第14号劇場取締規則は本則施工の日より廃止す。

寄席取締規則

明治34年9月

庁令第58号

改正略符

(ろ) 43年12月同第76号

(は) 大正2年7月同第31号

(に) 同6年9月同第19号

第1章 通則

条文名 項 号 本文

第1条 本則に於て寄席と称するは芸人の講談、落語、浄瑠璃、唄、音曲そのほかの演芸を公衆に聴聞せしむる場所をいふ。

第2条 寄席を建設せむとする物は住所、氏名、年齢（法人に在りては事務所所在地、名称、代表者の氏名）を記し左の事項を具し所轄警察官署を経て警視庁に願出許可を受くべし。

- 1 建設地の地名、番号及び寄席の名称
 - 2 四隣の平面略図（道路、路地の幅等記入すべし）
 - 3 建物の前面出入口に面したる道路の幅員
 - 4 建物の配置図（縮尺200分の1又は100分の1）同平面図（出入口、非常口、通路の幅及び戸の開く方向等記入すべし縮尺50分の1）同断面図（縮尺50分の1）同外面図（縮尺100分の1又は50分の1）及び構造並びに材料を詳記したる仕様書
 - 5 結構上緊要なる各部の詳細図（縮尺20分の1から現寸）
 - 6 来客定員
 - 7 燈火の種類及び位置、装置、の図面並びに仕様書
 - 8 落成期日
 - 9 建築設計者及び工事監督者の住所、氏名
- 2 前項第4号、第5号、第7号の事項を変更し又は建物を改築、増築せむとするときは所轄警察官署を経て警視庁に願出許可を受くべし。（い、は）
- 3 第1項第6号、第8号の事項を変更し又は建物を修繕、変更し若しくは燈火に関する新設、改設、増設等を為さむとするときは所轄警察官署に願出許可を受くべし。（い、は）

第3条 寄席に関する工事中は警視庁又は所轄警察官署の指示に従せ検査を受くべし
(い)

第4条 寄席に関する工事落成したるときは所轄警察官署をまとめて警視庁に届出使用の認可を受くべし。但し修繕、変更の場合にありては所轄警察官署に届出使用の許可を受くべし (い)

- 第5条 寄席を譲り受けたる者は住所、氏名、年齢（法人に在りては事務所所在地、名称、代表者の氏名）を記し譲渡人の連署を以って3日以内に所轄警察官署を経て警視庁に届出べし。前項により届出たる譲渡人は寄席建設者と看做す。
- 第6条 無能力者の願出は左の各号に依るべし。但し準禁治産者又は妻に在りては第2条、第5条及び第32条の場合を除くの外保佐人又は夫の連署を要せず。
- 1 未成年者、禁治産者に在りては法定代理人の連署
 - 2 準禁治産に在りては外保佐人の連署
 - 3 妻に在りては夫の連署
- 第7条 左の場合に於ては3日以内に所轄警察官署を経て警視庁に届出べし。
- 1 削除（は）
 - 2 建設者の住所、氏名又は客席の名称を変更したるとき
 - 3 建設者法人なる場合に於てその代表者又は事務所所在地名称及び代表者の氏名を変更したるとき
 - 4 法定代理人又は保佐人若しくはその使命を変更したるとき
 - 5 休席又は廃席したるとき
 - 6 建築設計者又は工事監督者を変更したるとき
- 第8条 寄席建設者にして左の各号に該当するものと認めむるときは許可を取消すことあるべし
- 1 建設の許可を受けたる日より60日以内に工事に着手せざるとき
 - 2 落成期日を経過し仍落成せざるとき
 - 3 180日以上休席したるとき
 - 4 焼失又は崩壊に罹りたる日より120日以内に改築を出願せざるとき
 - 5 寄席使用权を喪失したるとき
 - 6 法定代理人又は夫の許可若しくは保佐人の同意を取消されたるとき
- 第9条 寄席建設者は寄席の建物及び燈火に関する装置にして破損又は腐朽したるときは第2条第2項及び第3項の規定に依り速やかに改築、改設若しくは修繕を為すべし（ろ）
- 第10条 警視庁は主務官吏を派遣し寄席を検査させしむことあるべし主務官吏検査の場合には其の指示に従い相当の準備を為すべし
- 第11条 興行中警察官吏臨検したるときは其の求むる席を供すべし
- 第12条 来客定員は掛易き場所に掲示し定員外に客を入るべからず
- 第13条 木戸銭、席料其の他来客に請求すべき金額は掛易き場所に掲示し定額外の金銭を請求すべからず
- 第14条 藝人の氏名又は藝名を偽り若は演藝に相違したる警告を為し又は看板等を掲ぐべからず
- 第15条 通行人に対し入場を強ふる等の所為を為すべからず
- 第16条 興行中は木戸口を開放し非常口には鎖鑰(鍵)等を施さず容易に屋外に出るを得せしむべし

- 第17条 興行中は日没前より来客の退散するまで出入口、客席、廊下及原則厠(便所)等暗黒ならざる様安全なる燈火を点らすべし但し非常口の燈火は赤色のものを用うべし
- 第18条 客席に供する座蒲団等は時々日光に曝し客席は毎日興行前に拭掃して清潔ならしむべし
- 第19条 興行中厠(便所)は毎日清潔に掃除し消毒薬を撒布すべし
- 第20条 興行中は興行中藝人を客席に出入せしめ又は客を藝人控室に出入せしむることを得ず(ろ)藝人は興行中客席に出入し又は客を控室に出入せしめ若は其の出入を容認することを得ず
- 第21条 寄席内に於て袒裼(肌脱ぎ)、裸体を為し又は放談、高話其の他喧嘩に埒り他の妨害を為さしむべからず
- 第22条 寄席内の通路等に物品を置き又は其の他の所為に依り通路の妨害を為さしむべからず
- 第23条 寄席主にして組合規約又は其の他の方法に依り他人の興行を妨害する所為を為すべからず

第2章 構造制限

- 第24条 寄席の構造は左の各号に依るべし但し出入口、非常口、階段等の制限に関しては客席1坪に付来客10人の割合を似て計算す
- 1 建物の前面出入口は幅3間以上の道路に面接すること但し郡部に在りては状況に依り之を斟酌することあるべし
 - 2 3階以上に客席を設くべからざること
 - 3 屋上は不燃質物を似て覆葺すること
 - 4 寄席には適当なる場所に客席の建坪5分の1以上の空地を存し適当なる換気法を設くこと但し左の1に該当するものは其の状況に依り空地の制限を斟酌することあるべし
 - (い) 換気上適当なる場所に道路、路次又は河川等あるもの
 - (ろ) 2階席に在りては適当なる換気を為し得へき空所あるもの
 - (は) 旋風器其の他特別なる方法を用いて換気法を設くるもの
 - 5 客席には其の前後左右(2階棧敷に在りては左右及後側)に幅2尺以上及堅(2階棧敷に在りては 若は堅)に9以内毎に幅1尺2寸以上の適当なる通路を設け容易に出入口に通せしむること但し3坪未満の2階棧敷に在りては其の状況に依り通路の制限を斟酌することあるべし
 - 6 客席は1坪10人以下の割合と為すこと
 - 7 客席の階段は左の制限に依ること但し本号の最寡定敷以外に設くる階段に付ては(ろ)、(に)の制限を斟酌することあるべし

(い) 2階席若は2階棧敷には適当に其の両端 2 階段1箇以上又は主要と認むる場所に於て2箇所以上を離隔して設け容易に屋外に出るを得せしむること但し来客定員500人以上のものに在りては建物等の状況に依り階段の箇敷を増加せしむることあるべし

(ろ) 来客定員300人未満の2階席若は2階棧敷に在りては階段幅内法4尺以上及幅内法3尺以上のもの各1箇以上とし蹴上げ6寸5分以下踏面8寸以上と為し来客定員300人以上は50人未満を増す毎に幅内法4尺以上の階段に在りては幅内法2寸5分以上、幅内法3尺以上の階段に在りては幅内法2寸以上を増加すること 但し来客定員100人未満の2階棧敷に在りては幅内法3尺以上の階段2箇と為し同2階席に在りては幅内法3尺5寸以上の階段1箇に減することを得 壁に接せざる部分には堅牢なる扶欄を設けること 但し幅内法6尺以上の階段に在りては更に中央に扶欄を設けること

(に) 隅段又螺旋状の階段を設くへからざること

8 客席天井の高さは床上より10尺以上と為すこと 但し廊下及2階棧敷の上下天井の高さは床上より6尺5寸以上と為すこと

9 客席の床は高さ地上より1尺以上と為すこと

10 来客定員300人未満の寄席に在りては幅4尺以上の非常口1箇所以上、同2階席に在りては幅内法3尺5寸以上蹴上げ6寸5分以下踏面8寸以上の非常用階段1箇以上を適当なる場所に設け非常口又は非常用階段と同一以上の幅を有する適当なる通路若は空地に通せしめ来客定員300人以上は50人未満を増す毎に幅内法2寸5分以上を増加すること 但し来客定員100人未満の寄席に在りては非常口及非常口階段の幅を斟酌することあるべし

11 出入口及非常口の扉は外開き戸又は適当なる引戸と為すこと

12 木戸口及客席前面の出入口は来客店員300以未満の寄席に在りては幅5尺5寸以上と為し来客定員300未満を増す毎に2寸5分以上を増加すること 但し其の高さは5尺5寸以上と為すべし

13 非常口には堅1尺5寸の黒板に非常口と白書し常に釘付けし置くこと

14 即園は来客用と芸人用とを区別し各客席より9尺以上を隔て石、煉瓦其の他不滲透質の材料を以て適当に構造すること

15 芸人の控室及び通路は客席等より見通さざる様構造すること

第25条

燈火に關しては左の各流に依るべし

1 燈火は電気燈火は瓦斯燈を使用すること但し特に許可を受けたるときは此の限りに在らず

2 瓦斯燈には適当の場所に遮断機を備ふること

3 瓦斯管は止むを得ざる箇所の外鎧又は真鍮管を用意すること。

4 燈火の燃質物に接近せる場所には適当なる防火の設備を為すこと 但電気燈に在りてはこの限りに在らず

5 電気燈又は瓦斯燈消滅の場合に於て之に代ふべき適当なる燈火を點する様予備の設備を為し置く事

- 第26条 火鉢、煙草盆其の他火災の起因と為り又は燃焼し易き物品を蔵置する場所は防火の為適當なる装置を為すべし
- 第27条 客席には所轄警察官署の指示に従い適當なる消火器を設備すべし
- 第28条 客席に造付椅子を備え若は柵を設ける構造を為さむとするものにして本則の構造制限に依り難きものは斟酌することあるべし
- 第29条 客席百年以上の寄席は警視庁の指示に従い内外共塗家又は煉瓦造若は石造と為し第24条の制限を適當に増加、変更若しくは追加すべし

第3章 興行

- 第30条 演芸の興行を為さむとする者（寄席建設者以外の者に在りては建設者の連署を要す）は前日迄に其の種類芸題、日時、寄席名及び木戸錢、席料、芸人の氏名立芸名ある者は芸名を所轄警察官署に届出へし其の期限内休席せむとするとき又は既に届出たる事項を変更せむとするときは直に所轄警察官署に届出へし
- 第30条の2 取締上必要と認めたるときは所轄警察官署は芸大に封する説明書の提出を命ずべし
- 第31条 演劇の興行は寄席外に於いて為さむことを得ず但し劇場、常設観物状又は郡部に在りては此の限りに在らず
- 第32条 郡部に在りて寄席外に於いて演芸の興行を為さむとする者は左の事項を具するとき赤同し但し興行日数は5日を超ゆることを得ず
- 1 興行場の地名、番號及〇面（興行場を建設するときは構造使用書を添付すべし）
 - 2 来客定員
 - 3 燈火の種類及位置
 - 4 演芸の種類、芸大、日時、木戸錢、席料、芸人の氏名立芸名ある者は芸名
- 第33条 左の各號に該当する演芸を為し又は興行することを得ず
- 1 妄に時事を風刺し又は政談に紛らわしきもの
 - 2 犯罪の方法手段を誘致助成するの嫌あるもの
 - 3 猥褻に渉るもの
 - 4 前項號の外公安若しくは風俗を害すべき虞あるもの
- 第34条 興行時間は日出より午後12時までの間とす但し一興行は7時間以上を継続することを得ず
- 第35条 演芸に関し公安若しくは風俗を害する虞ありと認むるときは臨検警察官更に於いて其の演芸を停止し又は所轄警察官署に於いて其の興行を禁止することあるべし前項の場合に於いてこれ必要ありと認るときは警視庁に於いて寄席営業を停止し又は禁止することあるべし
- 第35条の2 警察官署は公安風俗又は衛生の取締上必要ありと認るときは本章に規定するの外興行に関し制限することあるへし（に）

第4章 罰則

- 第36条 第2条から第4条まで、第5条第1項、第7条、第9条、第10条第2鋼、第11条から第23条、第27条、第30条から第34条を犯しもしくは第30条の2により示したる命令に違背したる者は拘留又は科料に処する。
- 第37条 興行者は興行に際し家族又は雇用人その他の従業者の行為にして前条に規定したる違反行為ありたるときは自己の式に出らざるの故を以て処罰を免るることを得ず。
- 第38条 寄席建設者、興行者または芸人にして未成年者又は禁治産者なるときは第36条の罰則は之を法定代理人に適用する。
- 第38条の2 寄席建設者又は興行者にして法人なるときは其の代表者、雇人その他の従業者の行為にして第36条に規定したる違反行為ありたるときは同条の罰則をその法人の代表者に適用する。

第5章 附則

- 第39条 現在の寄席主は本則第2条の寄席建設者と看做すただしその寄席主は明治35年1月5日迄に所轄警察官署を経て警視庁に届出べし
現在の寄席主にして本則第8条第5号に該当する者は本則施行の日より許可の効を失うものとする。
- 第40条 本則の構造制限に適合せざる現在の寄席にして警視庁に於いて特に必要と認むる部分に封しては直に、その他のものに在りては明治35年12月31日迄に本則の構造制限に依り改築、変更もしくは修繕を加ふべしただし第24条第1号、第2号、第4号、第7号、第8号、第10号、第14号及び第15号の制限に依り難きものは状況に依りその制限を適当に変更または斟酌することあるべし
- 第41条 寄席に於て観物の興行を為さむとするときは観物場取締規則に依るの外、仍本則の規定を準用する
- 第42条 本則は明治35年1月1日より施行する
- 第43条 明治23年8月警察令第15号寄席取締規則は本則施行の日よりは廃止する